

「流動性対策のための四政令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

流動性対策のための四政令

仏暦二五四一年(西暦一九九八年)経済再建のための外国借入に対する大蔵省権限に関する政令

第一条。

本政令を「仏暦二五四一年経済再建のための外国借入に対する大蔵省権限に関する政令」と呼ぶ。

第二条。

本政令は官報公布日の翌日から施行する。

第三条。

内閣の認可により、タイ王国政府の名の下に、国家の経済再建の費用のため、ならびに経済セクターにおける基盤の強化、あるいは流動性の増加投資のため、大蔵省に以下からの資金借入の権限を与える。

- (一) 国際金融機関。
- (二) 外国政府。
- (三) 外国政府の金融機関。
- (四) 外国の民間部門の資金借入源。

第一項に基づく資金借入は西暦二〇〇〇年一月三十一日を超えない期限内において可能とし、総額は二〇〇〇億バーツを上回らないこととする。それについては一種類の通貨あるいは複数通貨であっても構わない。

いかなる外国通貨も借入契約のあった日のタイ中央銀行発表の為替レートによってバーツに換算する。

第四条。

この政令に基づく資金借入においては、契約の作成による借入のほか、大蔵省に債券ならびにその他の証券の数次に渡る発行によって借り入れる権限も与える。

第一項に基づく借入により得た資金は、大蔵省あるいは省、庁、その他の局、あるいは大蔵省から委任を受けた国営企業が、借入における目的に沿って経費にあてる。あるいは大蔵省が、特定の設置法律を持つ金融機関あるいは国営企業に対し、経済部門における流動性を増加させるための貸出原資として貸し出すことができる。それについては予算編成方法に関する法律ならびに国庫金に関する法律に基づき歳入に組み込まなくてよい。

第五条。

各々の借入に関する利息、条件、手数料、経費、運営及び方法、ならびに元本返済期間は、内閣の

認可に従う。

第六条。

各々の借入は借入契約が交わされた、あるいは債券あるいはその他の証券が発行された日から数えて一か月以内に官報に公告しなければならない。それについては借入通貨、借入額、パーツ換算額、利息、条件、手数料ならびに各種経費、元本返済期間ならびに借入金の使途目的を明示する。

第七条。

大蔵大臣、あるいは大蔵大臣が権限を委任した者が、この政令に基づく資金借入を実施する。

第八条。

大蔵大臣を本政令の主務大臣とする。

仏暦二五四一年(西暦一九九八年)金融機関再建開発基金援助のための資金借入ならびに借入資金運営に対する大蔵省権限に関する政令

第一条。

本政令を「仏暦二五四一年金融機関再建開発基金援助のための資金借入ならびに借入資金運営に対する大蔵省権限に関する政令」と呼ぶ。

第二条。

本政令は官報公布日の翌日から施行する。

第三条。

内閣の認可により、タイ王国政府の名の下に、金融機関再建開発基金の損失補填ならびに資金調達源の再構成のため、大蔵省に国内の資金調達源からの資金借入の権限を与える。

第一項に基づく資金借入の総額は五〇〇〇億パーツを上回らないこととする。

第四条。

この政令に基づく資金借入においては、契約の作成による借入のほかに、大蔵省に債券ならびにその他の証券の数次に渡る発行によって借り入れる権限も与える。

第一項に基づく借入により得た資金は、予算編成方法に関する法律ならびに国庫金に関する法律に基づき歳入に組み込まずに、借入における目的に沿って経費に充てることができる。

第五条。

各々の借入に関する利息、条件、手数料、経費、運営ならびに方法、ならびに元本返済期間は、内閣の認可に従う。

第六条。

各々の借入は借入契約が交わされた、あるいは債券あるいはその他の証券が発行された日から数えて一か月以内に官報に公告しなければならない。それについては借入額、利息、条件、手数料ならびに各種経費、元本返済期間ならびに借入金の使途目的を明示する。

第七条。

大蔵省が第三条に基づく大蔵省の負債の再構成、あるいは債務返済期間の延長、あるいは債務負担の減少が適当だとの見解に達した場合、内閣の認可によって大蔵省にその実現のため国内の資金調達源から資金を借り入れる権限を与える。これについては、第四条、第五条を順に準用する。

第一項に基づく借入金額は第三条の資金枠に含まない。

第八条。

大蔵省に一つの基金を設置する。名称は「金融機関再建開発基金の損失補填借入元本返済のための基金」とし、この政令に基づく借入元本の返済を目的とする。

第一項に基づく基金は以下で構成する。

(一) タイ中央銀行がタイ中央銀行に関する法律に基づき毎年その九〇%以上を歳入として納付する純利益。

(二) 大蔵大臣が内閣の認可によって規定する条件と原則に基づく国営企業の民営化収益。

(三) 基金の運用収益。

大蔵大臣は(一)と(二)の基金納付資金を納付前に国庫収入として控除する権限を持つ。またこの政令に基づき借入元本返済のため基金から拠出する権限を持つ。

基金の運営は内閣の認可によって大蔵大臣が規定する規約に従う。

第九条。

この政令に基づく借入資金の利息支払いのための歳出は、歳出予算に関する法律において設定する。

第一項に基づく借入資金の利息支払いのため、タイ中央銀行は予算編成方法に関する法律ならびに国庫金に関する法律に基づき、毎年の事業活動により得た純利益の九〇%を歳入として納付する。

第二項に基づく納付は、第四条第二項(一)の納付を終えた年から始め、金額を満たすまで継続する。

第二項に基づいて返済しなければならない金額の算定において、第一項に基づく借入資金の利息支払高から利息を算出しない。

第一〇条。

大蔵大臣あるいは大蔵大臣が権限を委任した者がこの政令に基づく資金借入を実施する権限を持つ。

第一一条。

大蔵大臣を本政令の主務大臣とする。

仏暦二五四一年(西暦一九九八年)・仏暦二四八五年(西暦一九四二年)タイ中央銀行法(第二版)改正に関する仏暦二五四〇年(西暦一九九七年)政令の改正に関する政令

第一条。

本政令を「仏暦二五四一年・仏暦二四八五年タイ中央銀行法(第二版)改正に関する仏暦二五四〇年政令の改正に関する政令」と呼ぶ。

第二条。

本政令は官報公布日の翌日から施行する。

第三条。

以下を、仏暦二五四一年・仏暦二四八五年タイ中央銀行法(第二版)改正に関する仏暦二五四〇年政令の第六条(金融機関再建開発基金の五六金融向け債権の優先権放棄について)の二として追加する。

「第六条の二。

基金が業務の恒久停止処分を受けた金融会社に対して行なった信用の供与あるいは資金援助については、それが業務停止処分の前であるか後であるかを問わず、基金がそれら業務停止処分を受けた金融機関の債権者であることを注記する。

第一項に基づく金融会社の財産からの債権の回収については二四八三年倒産法第九四条(三)を適用しない。

仏暦二五四一年(西暦一九九八年)金融債権管理会社政令(第二版)

第一条。

本政令を「仏暦二五四一年金融債権管理会社政令(第二版)」と呼ぶ。

第二条。

本政令は官報公布日の翌日から施行する。

第三条。

以下を仏暦二五四〇年金融債権管理会社政令第八条(編集部注/金融債権管理会社の事業権限)の(四ノ二)として追加する。

「(四ノ二)AMC、金融会社、金融証券会社、第七条に基づくその他の金融機関の債務者に対する貸出」

第四条。

仏暦二五四〇年金融債権管理会社政令第一〇条(編集部注/AMCの増資について)を以下のよう
に代置する。

「第一〇条。

目的に基づく業務遂行における利益のため、AMCは増資することができる。

AMCの増資は新株の発行によって行なうことができる。これについては内閣の認可を要する。

AMCはAMCが規定する期日、方法、数量に基づく第二項において示した株式について一般あるいは特定の者に対し募集することで、AMCはこれらの株式を発行することができる。

第三項に基づく株式募集における利益のため、AMCは適当との見解に沿って株式の額面価格なら
びに株式数を変更できる」

第五条。

仏暦二五四〇年金融債権管理会社政令第二六条(注/利益処分について)を、以下のよう
に代置する。

「第二六条。

会社が累積損失を処理した後に利益がある場合は、会社の資本資金が資産合計の一〇〇分の一
〇以上になるまで資本資金として処分し、残りは配当として株主に支払うことができる」